平成２４年（フ）第２２６号
兵庫県加古川市東神吉町出河原801番地の８
債務者　大谷知栄美
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
４　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９５号
鳥取県米子市下新印423番地２
債務者　影山八千代
１　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　浩一
４　破産債権の届出期間　平成24年７月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後１時55分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１９２号
新潟市中央区豊照町2483番地　内山アパート
債務者　清野　初枝
１　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　二岸　直子
４　破産債権の届出期間　平成24年７月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４０号
新潟市西蒲区竹野町2580番地
債務者　上原誠一郎
１　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　耕二
４　破産債権の届出期間　平成24年７月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後３時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８２号
滋賀県東近江市大清水町267番地
債務者　木野　勝彦
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川瀬　新也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１７５号
愛知県一宮市浅野字野口25番地３　Ｂｅｌｌｅ Ｄｅｍｅｕｒｅ21Ａ105号
債務者　木下五月生
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡　　嗣人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１７７号
愛知県一宮市三条字北平45番地５
債務者　足立　博嗣
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北口　雅章
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１８８号
和歌山市葵町１番29号
債務者　森本　育夫
１　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北山　武志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午前11時５分
５　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３０５号
北海道千歳市白樺３丁目８番地の14
債務者　森谷　雄二
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　　豪
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午前11時45分
５　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１６号
広島市中区舟入南１丁目２番８―302号、住民票上の住所広島市中区国泰寺町１丁目５番31―501号
債務者　宮崎　孝志
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　風呂橋　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９８号
広島市中区舟入町６番20―302号
債務者　東川　源治
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中根　弘幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９９号
広島市中区舟入町６番20―302号
債務者　東川　徳枝
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中根　弘幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６０号
三重県伊勢市辻久留２丁目３番５号
債務者　玉木　　徹
１　決定年月日時　平成24年６月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第３３７号
埼玉県志木市柏町５丁目４番６号　ホワイトハウスＤ号
債務者　三上　永治
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４９０号
埼玉県新座市畑中１丁目10番57―406号
債務者　村上　幸子
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係